

国庫負担基準について

国庫負担基準について

国庫負担基準の設定の考え方

障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、「義務化」といっても無条件ですべて負担することは困難であり、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限を定めたもの。

これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みであるとともに、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない方から多い方に回すことが可能という柔軟な仕組みにしている。

なお、重度障害者の割合が一定以上であること等により、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業により助成を行うとともに、国庫負担基準をなお超過する市町村には、障害者総合支援事業費補助金による重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業^(※)により、財政支援を行っている。

(※) 指定都市・中核市は除く

平成26年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,690単位
区分2	3,480単位
区分3	5,120単位
区分4	9,640単位
区分5	15,430単位
区分6	22,200単位
障害児	8,660単位

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	19,890単位
区分4	24,900単位
区分5	31,220単位
区分6	44,230単位
※区分3は経過規定 介護保険対象者	13,600単位

同行援護利用者

区分に関わらず	11,330単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	12,590単位
区分4	16,960単位
区分5	22,550単位
区分6	29,300単位
障害児	16,010単位

介護保険対象者	7,520単位
---------	---------

重度障害者等 包括支援利用者

区分6	83,660単位
介護保険対象者	33,200単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、行動援護又は重度訪問介護を利用する者

区分6	63,870単位
介護保険対象者	32,290単位

(注) 各区分の国庫負担基準額(一人当たり月額)は、表の「単位数」に級地区分ごとに設定する「1単位当たり単価」及び「各市町村の給付率」を乗じた額となる。

平成26年度は、消費税率引き上げに伴う障害福祉サービスの基本報酬見直しと併せて、国庫負担基準についても改定を行った。

国庫負担基準関係の条文

○ 障害者総合支援法 (平成17年11月7日法律第123号) ~抄~

(都道府県の負担及び補助)

第94条

都道府県は、政令で定めるところにより、第92条の規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

- 一 第92条第1号、第2号及び第5号に掲げる費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該市町村における障害福祉サービス費等及び高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る障害者等の障害支援区分ごとの人数、相談支援給付費等の支給に係る障害者等の人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額(以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。)の100分の25

○ 障害者総合支援法施行令 (平成18年1月25日政令第10号) ~抄~

(障害福祉サービス費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第44条 (略)

3 障害福祉サービス費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

- 一 障害福祉サービス費等(法第92条第1号に規定する障害福祉サービス費等をいう。)の支給に要する費用
次のイ又はロに掲げる費用の区分に応じ、当該イ又はロに定める額を合算して得た額
 - イ 介護給付費等(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援及び常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働大臣が定める者が利用する障害福祉サービスに係るものに限る。)の支給に要する費用 当該介護給付費等について障害者等の障害支援区分、他の法律の規定により受け取ることができるサービスの量その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の人数に応じ算定した額又は当該介護給付費等の支給に要した費用の額(その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額)のいずれか低い額

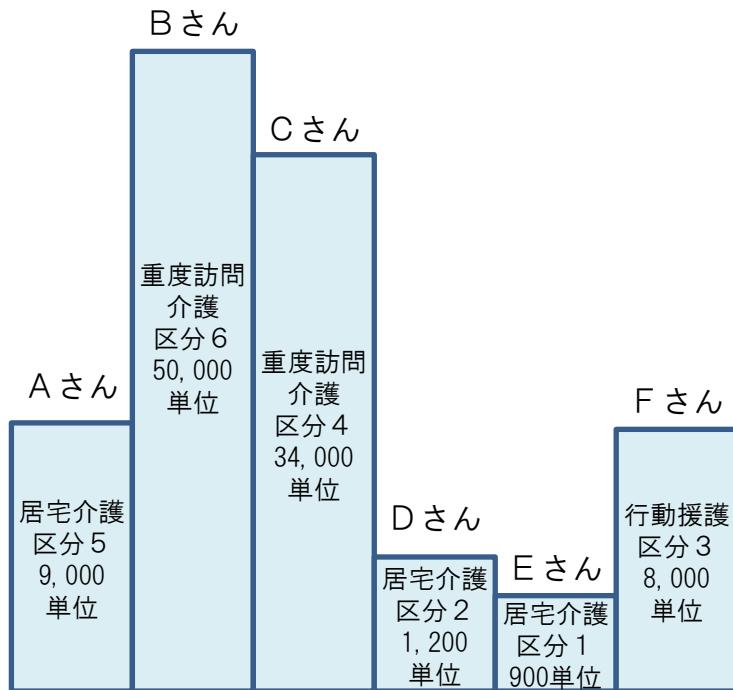
国庫負担基準の考え方

- 国庫負担基準は、利用者毎のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、サービスの利用が少ない方(サービスの上限が国庫負担基準を下回る方)からサービスの利用が多い方(サービスの上限が国庫負担基準を上回る方)に対し国庫負担基準を回すことが可能な柔軟な仕組みとなっている。

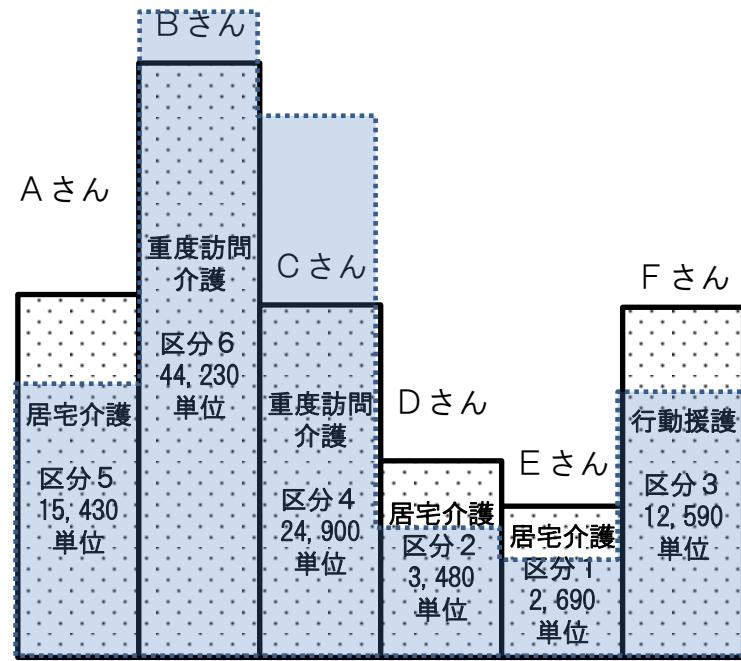
【参考:A市の訪問系サービスの国庫負担】

Aさんは国庫負担基準>支給量、Bさんは国庫負担基準<支給量など、個人ベースではばらつきがあるが、A市全体では支給量103,100単位<国庫負担基準103,320単位であり、国庫負担基準の枠内となっている。

サービス支給量 計103, 100単位

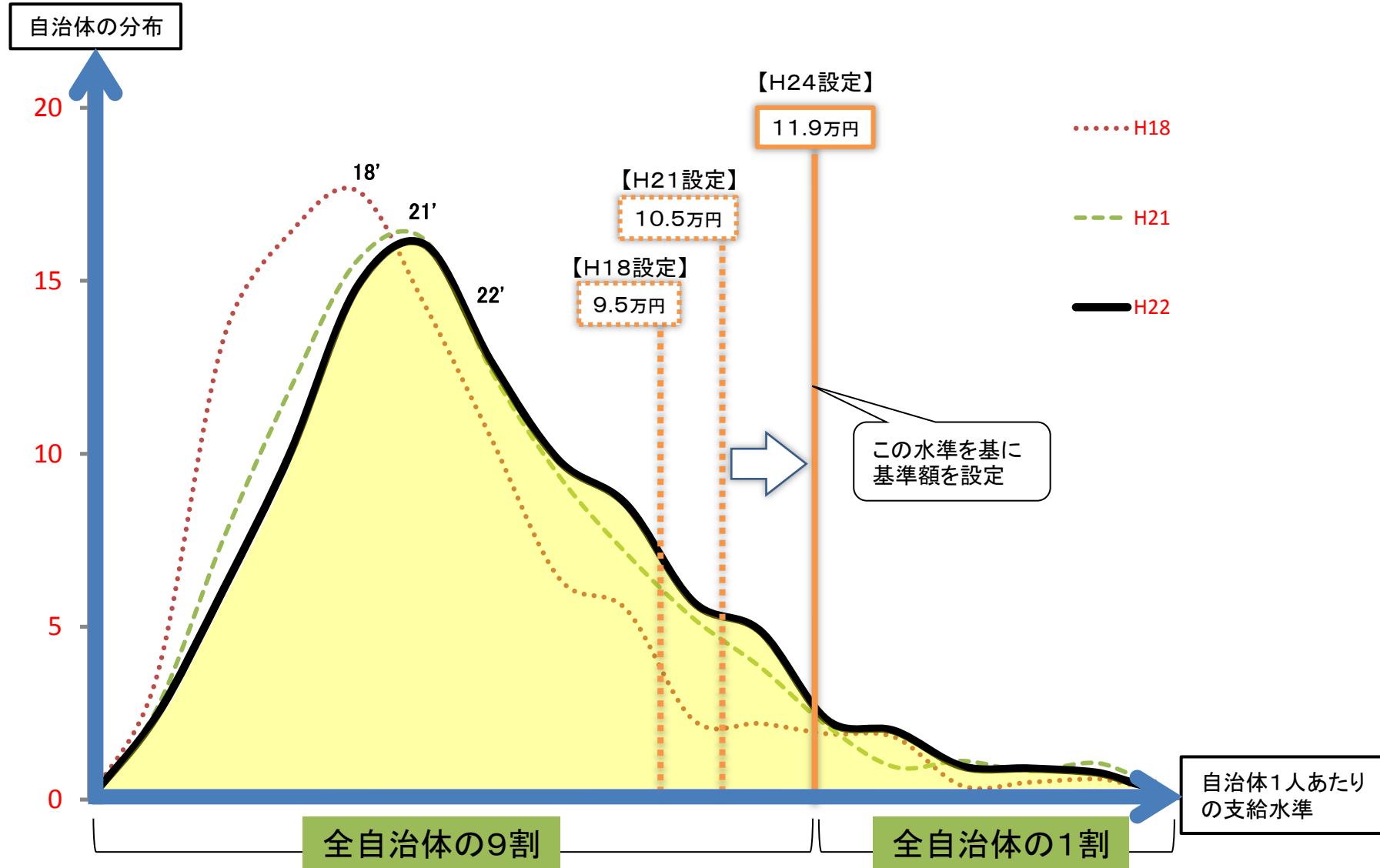


国庫負担基準 計103, 320単位



平成24年度の国庫負担基準の設定について

○全国の9割程度の市町村の支給実績をカバーできるように水準を設定。



国庫負担基準に係る論点

【背景】

- 障害者総合支援法では国の費用負担を「義務化」することで財源の裏付けを強化する一方で、「義務化」といっても無条件ですべて負担することは困難であり、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限を定めたもの。
- これは個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担(精算基準)の上限であり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みである。
- なお、重度障害者の割合が一定以上であること等により、訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業による「重度障害者に係る市町村特別支援」により助成を行うとともに、国庫負担基準をなお超過する市町村には、障害者総合支援事業費補助金による重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業により、財政支援を行っている。
- 国庫負担基準は、これまで全市町村の9割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引き上げを行ってきたが、平成25年度実績では、全市町村のうち75.8%の市町村に超過負担が生じない状況になっている。

【論点】

論点 従来と同様に国庫負担基準の水準を一律に引き上げることについてどう考えるか。

論点 従来と同様に国庫負担基準の水準を一律に引き上げることについてどう考えるか。

- 国庫負担基準のカバー率は以下のとおり横ばいを続けている。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
カバー率	75.2%	71.3%	71.2%	74.2%	75.8%

- 超過額1千万円未満の自治体が89.8%、超過額1千万円以上の自治体は全体の10.2%となっている。



※出典:平成25年度障害者自立支援給付費負担金実績報告

- 全国ベースで見れば、平成24年度から訪問系サービスの国庫負担基準額が総費用額を上回っている状況である。

- これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定される。



- 国庫負担基準の水準を一律に引き上げるのではなく、例えば、重度障害者の利用実態を考慮するなどの水準の設定についてどう考えるか。

- 国庫負担基準の見直しと併せ、「重度障害者に係る市町村特別支援」及び「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の補助事業の見直しについてどう考えるか。

国庫負担基準額を超過している市町村数等

	全市町村数	実施市町村数	未実施市町村数	超過市町村数	カバー市町村数	カバー率
平成21年度	1, 790	1, 699	91	421	1, 278	75. 2%
平成22年度	1, 750	1, 664	86	478	1, 186	71. 3%
平成23年度	1, 743	1, 666	77	479	1, 187	71. 2%
平成24年度	1, 737	1, 664	73	430	1, 234	74. 2%
平成25年度	1, 737	1, 675	62	405	1, 270	75. 8%

訪問系サービスに係る総費用額及び国庫負担基準の推移（平成21年度～25年度）

(単位：億円)

2,500

■ 総費用額

□ 国庫負担基準額

2,000

平成24年度から
国庫負担基準額 > 総費用額
となっている。

1,500

1,239 1,196

1,425 1,334

1,603 1,465

1,942 1,979

2,115 2,136

1,000

500

0

平成21年度

平成22年度

平成23年度

平成24年度

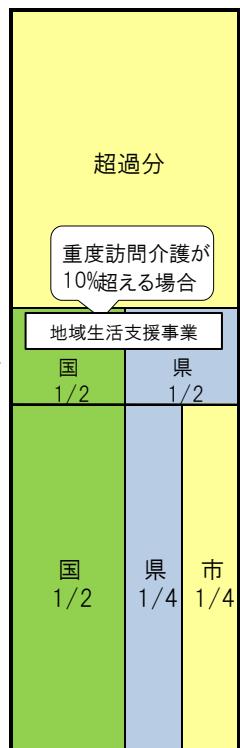
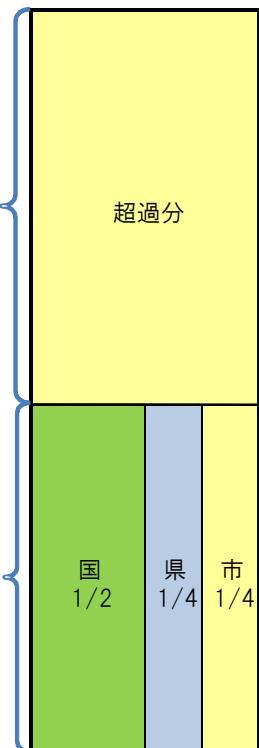
平成25年度

国庫負担基準の超過にかかる財政支援策について

財政支援策が
ない場合

地域生活
支援事業
(H18'~)

※ 補助金事業に優先して適用



基金事業
(H21'~H23')



→ 補助金事業
(H24'~H26')



- ※ 県が地域生活支援事業による財政支援を実施しない場合は、補助金事業の活用ができない。(基金事業を踏襲)
- ※ 地域生活支援事業の対象外の自治体においては、補助金事業の活用が可能である。(基金事業を踏襲)

国庫負担基準に係る運用等について

1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害支援区分の基準額を合算して適用する。

2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

3. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」による財政支援

以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

- a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

4. 障害者総合支援事業費補助金による「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援

(基金事業(平成21年度～平成23年度) → 補助金事業(平成24年度～))

次に掲げる要件を満たす市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)に対し助成する。

- (1) 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- (2) 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び対象となる
　　なお超過額のある市町村(3. の地域生活支援事業による補助を優先適用する。)

(助成額)

① 人口30万人以上の市

「当該年度の国庫負担基準額に50%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して低い方の額

② 人口10万人以上30万人未満の市

「当該年度の国庫負担基準額に100%を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額」を比較して低い方の額

③ 人口10万人未満の市

「当該年度の国庫負担基準超過額」の全額

※1 重度訪問介護利用者の割合が10%超を越える市町村にあっては、地域生活支援事業の補助対象市町村になることから、地域生活支援事業による補助を優先適用する。

※2 補助金配分スキーム等については、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業(基金事業)「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」を踏襲している。

国庫負担基準に係る要望

【要望内容】

- 重度包括対象者の国庫負担基準は、重度訪問を使っていると63万円台であるが重度包括支援と同じ80万円台にするべきである。
(ALS/MNDサポートセンターさくら会)
- 国庫負担基準額を大幅に引き上げるべきである。
(全国脊髄損傷者連合会、同旨:DPI日本会議、全国自立生活センター協議会、全国肢体不自由児者父母の会連合会)
- 介護保険給付対象者の障害者が必要とする支援を受けられるようにするために、介護保険給付対象者の国庫負担基準を介護保険給付対象者でないものと同等に引き上げるべきである。
(DPI日本会議、同旨:全国自立生活センター協議会)